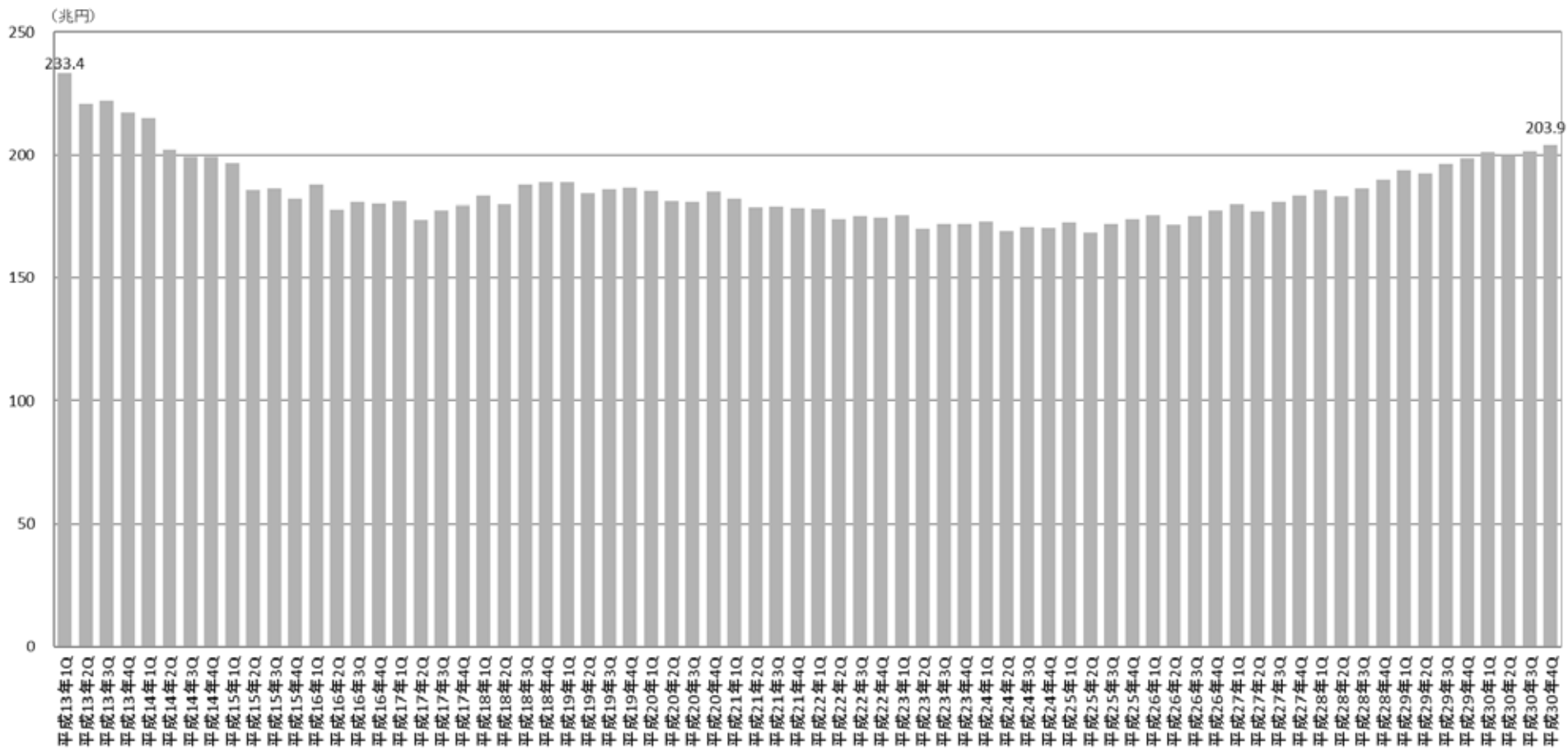


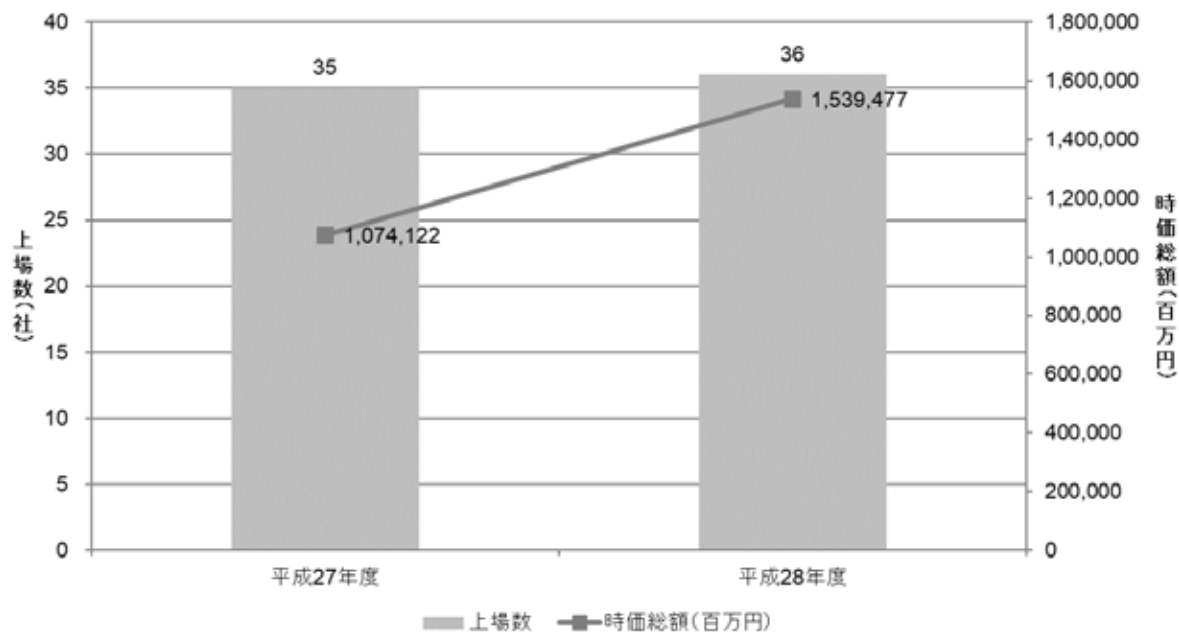
# 【中小・ベンチャー企業の創出強化】国内銀行による中小企業向け貸出額

図表1 国内銀行の中小企業向け貸出額



(注) 国内銀行(都市銀行、地方銀行、第二地方銀行及び信託銀行)の銀行勘定、信託勘定及び海外店勘定の期末残高。  
 (出所) 財務省「預金・貸出関連統計」を基に作成。

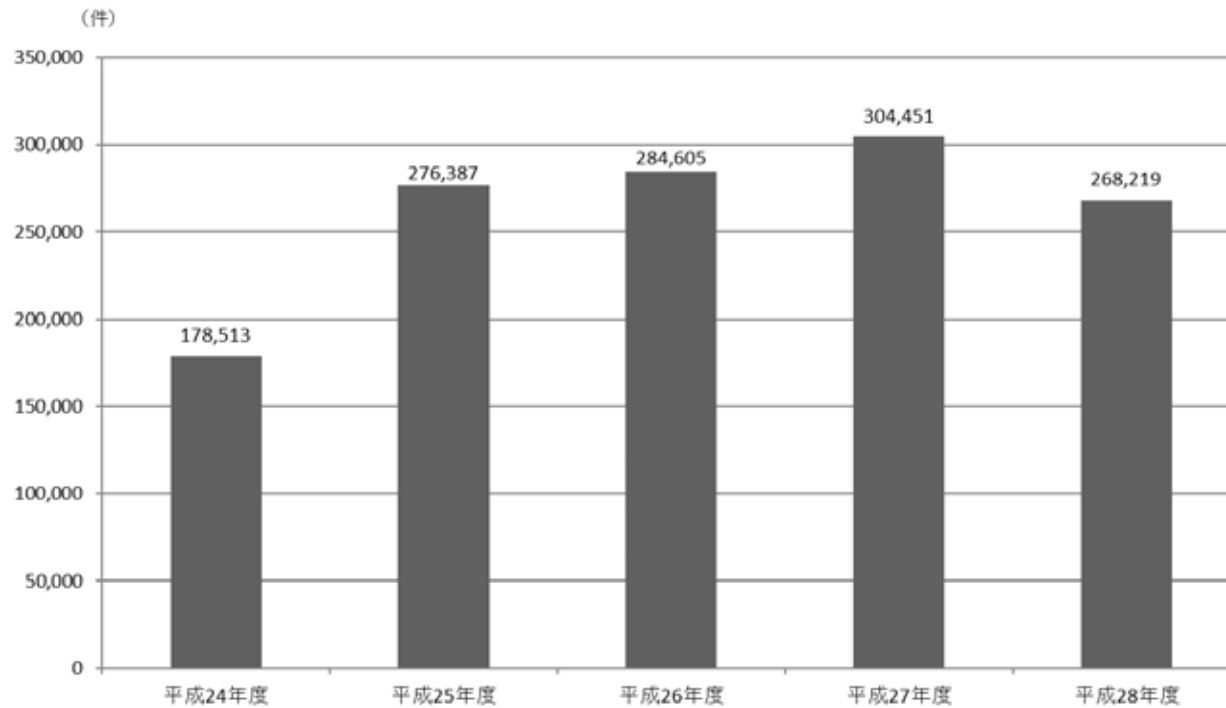
図表1 上場(IPO)している大学発ベンチャー数と時価総額



(注)時価総額は、平成27年4月1日現在、平成28年4月末現在  
(出所)公表資料を基に文部科学省および科学技術振興機構(JST)にて作成(上場廃止企業は除外)

【平成29年3月発表資料からグラフ変更なし】

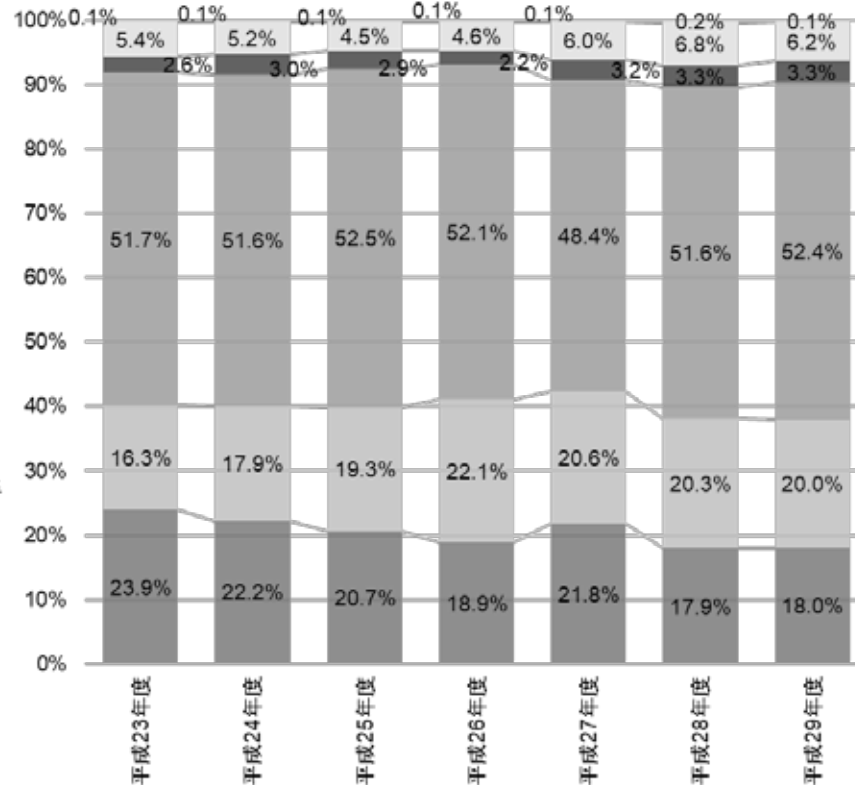
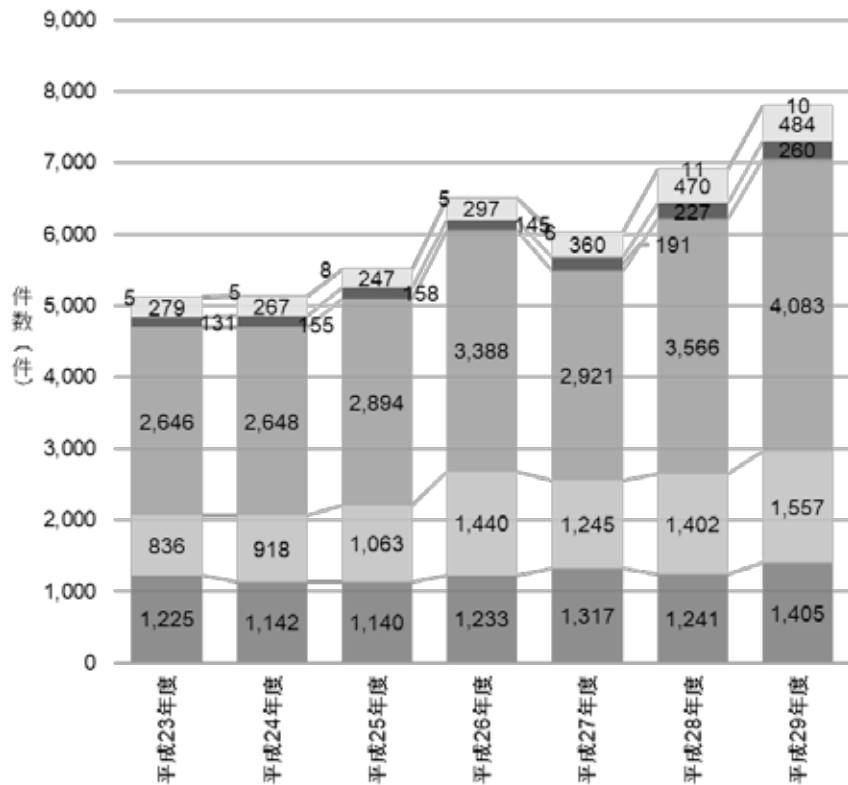
図表1 中小企業における商標権の所有権数



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」を基に作成。

# 【知的財産・標準化の戦略的活用】 大学及び公的研究機関の実施許諾数

図表1 特許権の実施許諾・譲渡件数(研究開発型法人) (注1、注2、注3)



(注1) 自ら研究開発を行う研究開発法人29法人に関する集計結果。

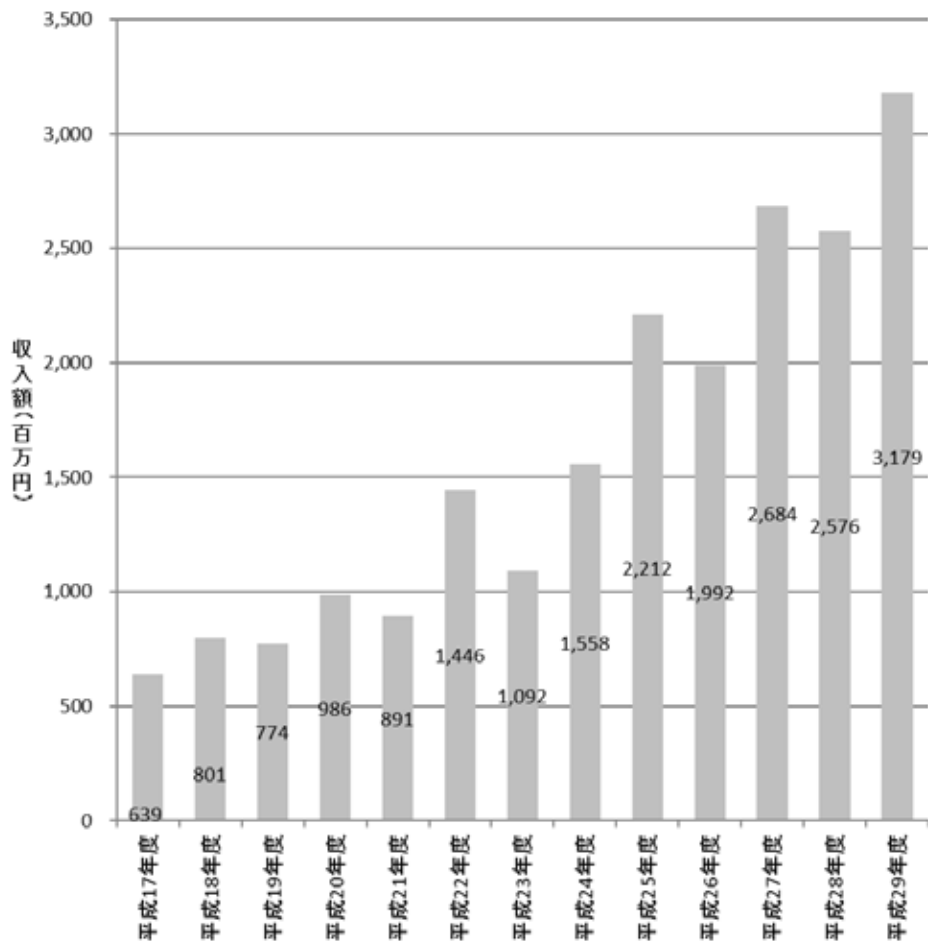
(注2) 件数は実施許諾・譲渡したのべ権利数

(注3) 実施許諾・譲渡相手を「特許の共有相手」「共有相手以外」に区分し、後者について相手先を細かく分類。「国内その他」「外国その他」とは、企業以外の相手先(例えば大学、公的研究機関など)を含む。

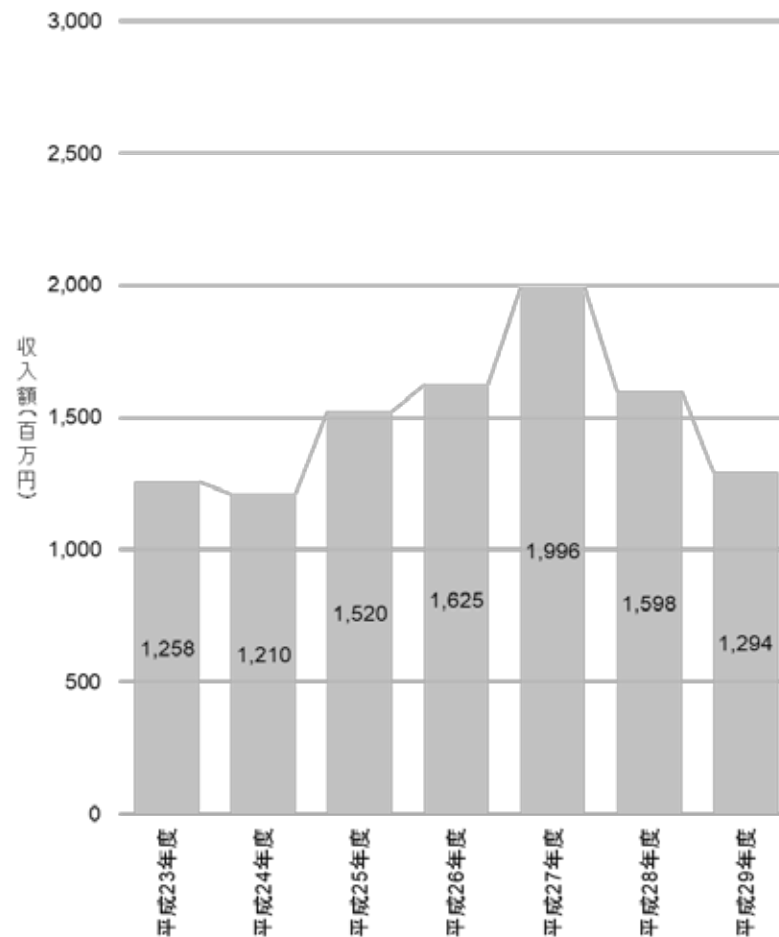
(出所) 内閣府「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」を基に作成。

# 【知的財産・標準化の戦略的活用】大学及び公的研究機関の実施料収入の推移

図表1 大学等における特許権実施等収入額



図表2 実施許諾・譲渡した特許権の収入額(研究開発型法人) (注1)



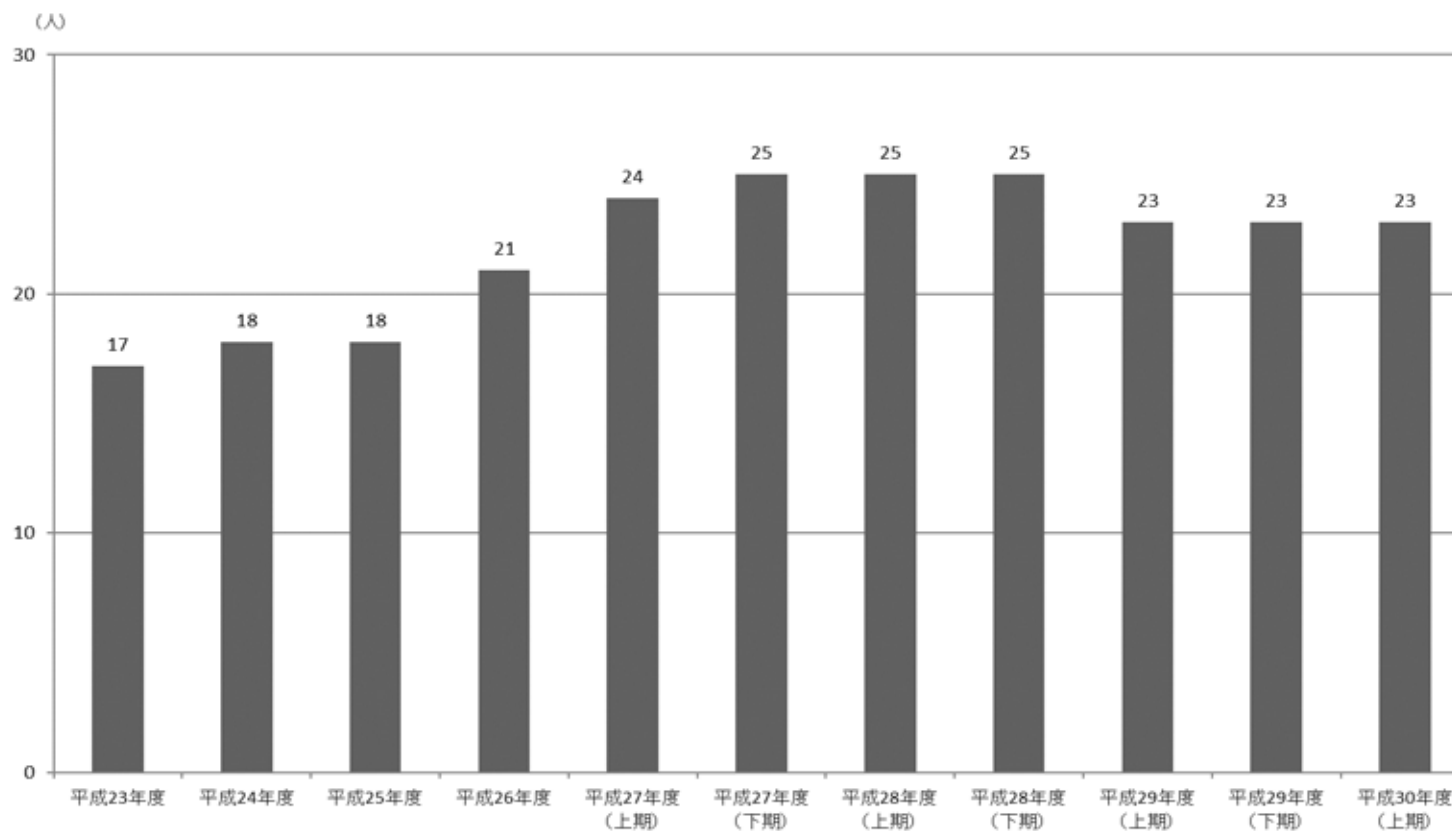
(注)「特許権実施等収入額」とは、実施許諾又は譲渡した特許権(「特許を受ける権利」の段階のものも含む。)の数、収入額を指す。

(出所)文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」を基に作成。

(注)自ら研究開発を行う研究開発法人29法人に関する集計結果。

(出所)内閣府「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」を基に作成。

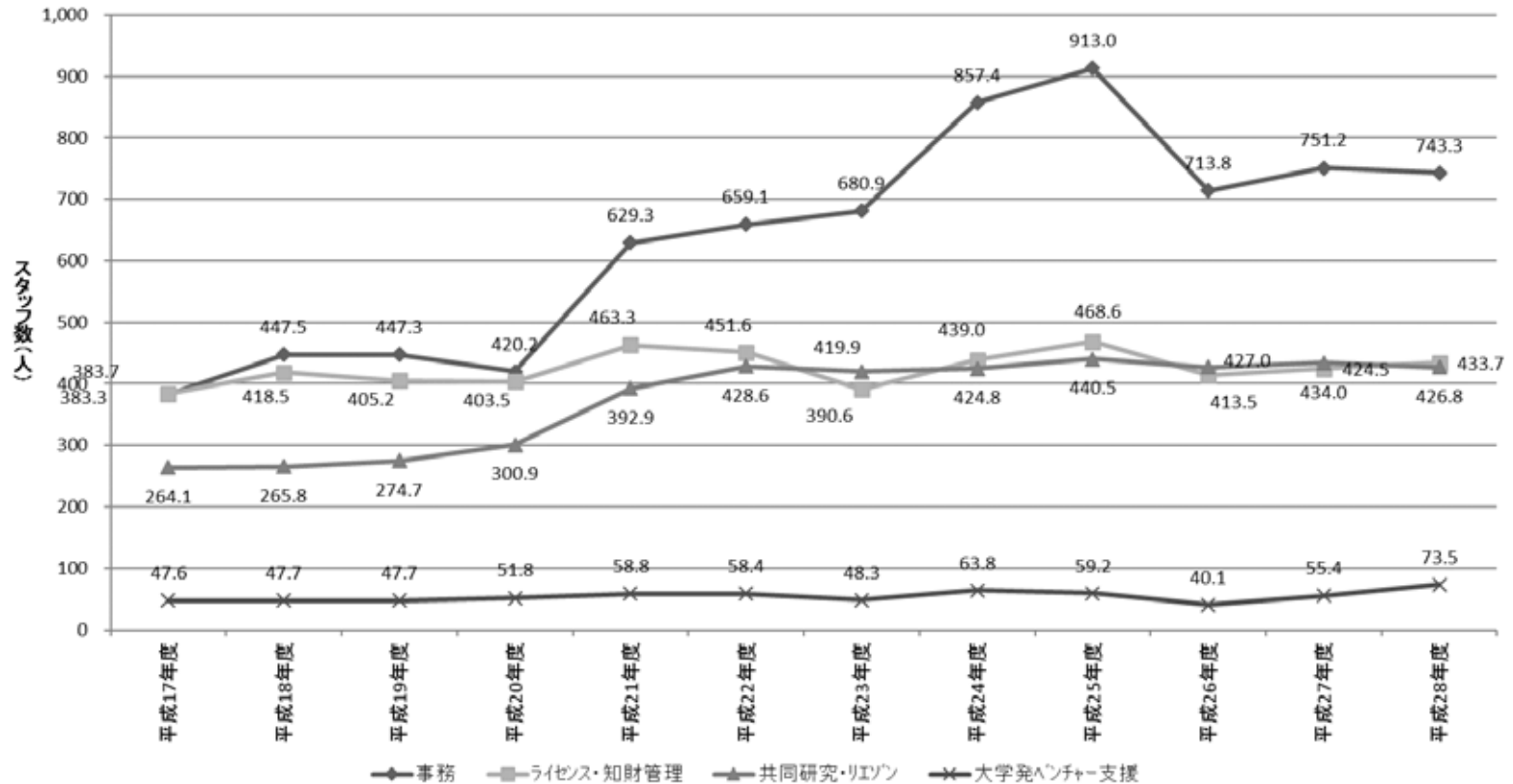
図表1 知的財産プロデューサーの人数



(注) 知的財産プロデューサーは、工業所有権情報・研修館 (INPIT) から、国際的競争力を持った産業を創出するため、公的資金が投入され、革新的技術の研究開発プロジェクトを推進している大学や研究開発コンソーシアム等へ、研究成果を事業化に結びつける知的財産の専門家を派遣する事業であった。

(出所) 「独立行政法人工業所有権情報・研修館」HPを基に作成。

図表1 大学及び公的研究機関の事業化や橋渡し支援人材の配置数



(注1) 各担当業務に従事する割合で按分して計算している。

(注2) アンケート調査対象は、大学産学連携部門、大学産学連携部門・TLO一体型、単独TLO、広域型TLO、公的研究機関。

(注3) 「事務」とは、ライセンスや共同研究契約および特許出願に付随する学内手続きを主に行う事務的な業務に携わる事務スタッフ。

(出所) 一般社団法人大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ」に基づき作成。

よろず支援窓口(中企庁事業)と知財総合支援窓口(特許庁)への相談件数

図表1 知財総合支援窓口相談件数

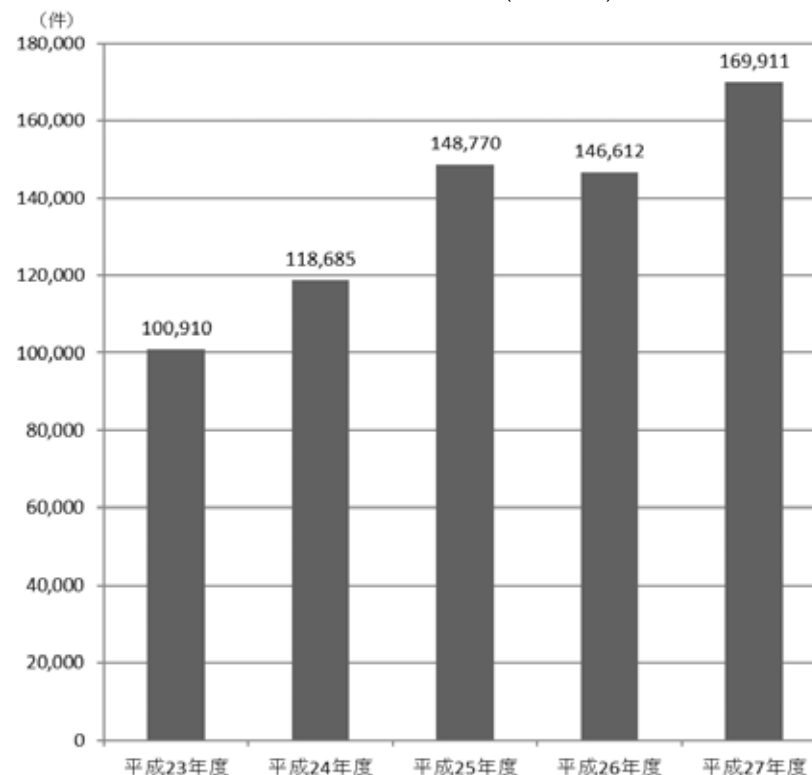
よろず支援窓口(中企庁)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (注1)
相談対応件数	92,820	243,354	157,691
来訪相談者	39,733	77,559	81,734
相談者満足度(注2) (全国平均)	84.4%	第1回 84.4% 第2回 88.5%	

(注1) 平成28年4月から平成29年1月の累計値  
 (注2) 全回答数(「無回答」を含む)のうち、「満足」「やや満足」と回答した総数の割合。  
 (出所)「よろず支援拠点」HPを基に作成。

【平成29年3月発表資料から表変更なし】

知財総合支援窓口(特許庁)

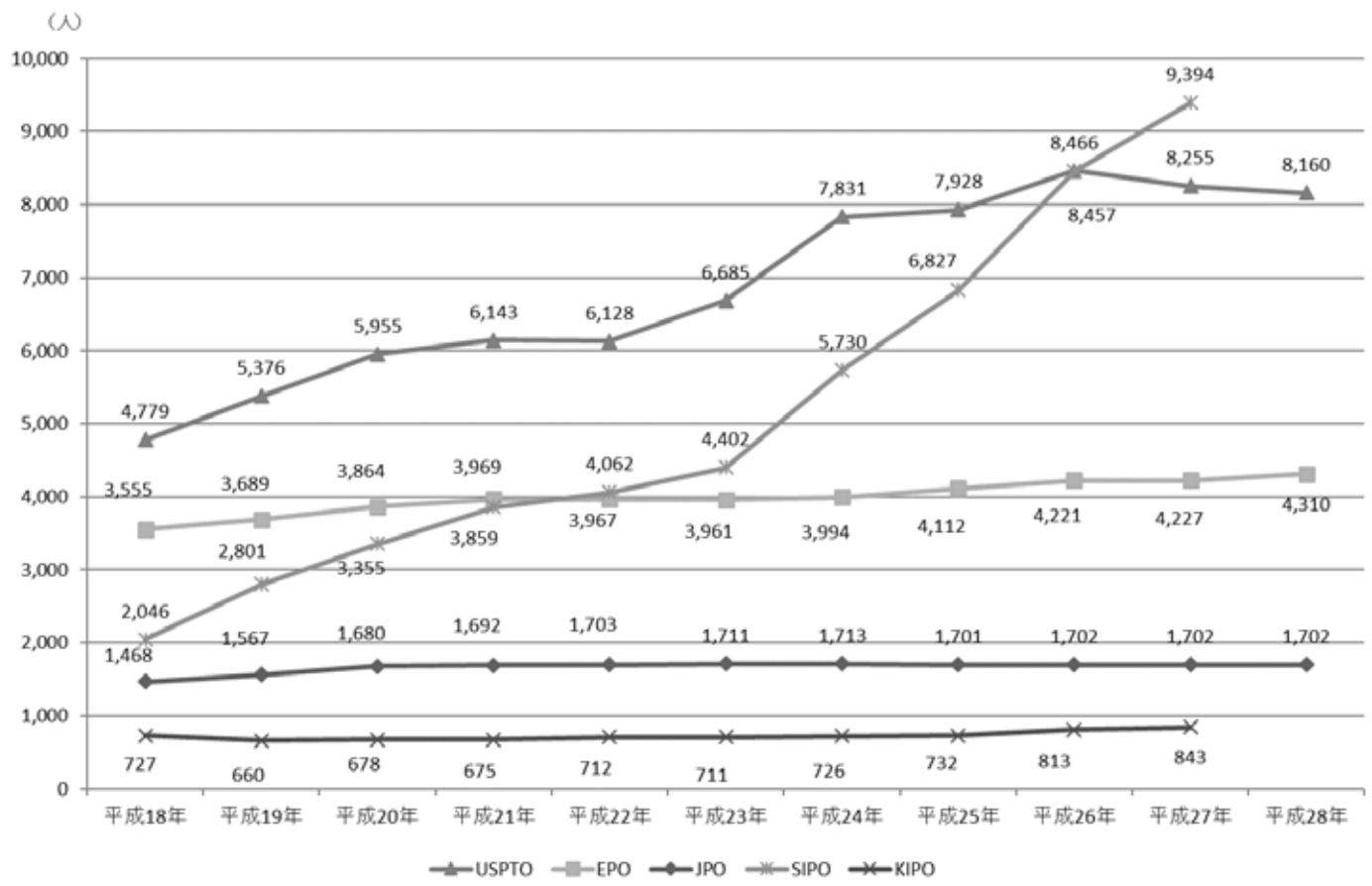


(出所)特許庁「特許行政年次報告書」(各年度)を基に作成。

【平成29年3月発表資料からグラフ変更なし】

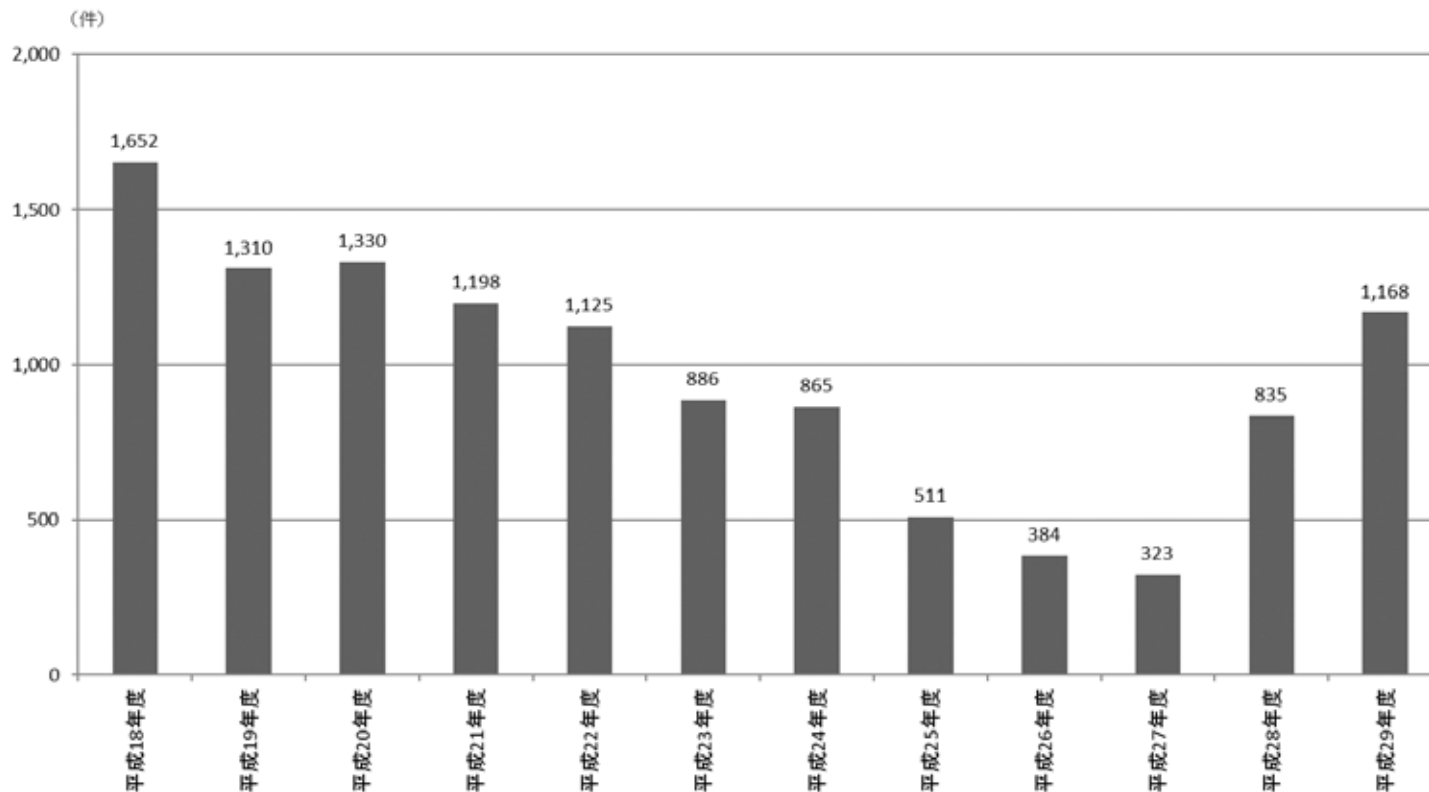


図表1 五大特許庁の審査官数



(出所) 特許庁「特許行政年次報告書2018年版」を基に作成。

図表1 出張面接審査の件数



(出所) 特許庁「特許行政年次報告書」(各年度)を基に作成。

図表1 特許の権利化までの(平均)期間



(注) JPOの最終処分期間、すなわち権利化までの期間(標準審査期間)は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く)。

USPTOの最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(植物特許、再審査を含む)。

EPOの最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。

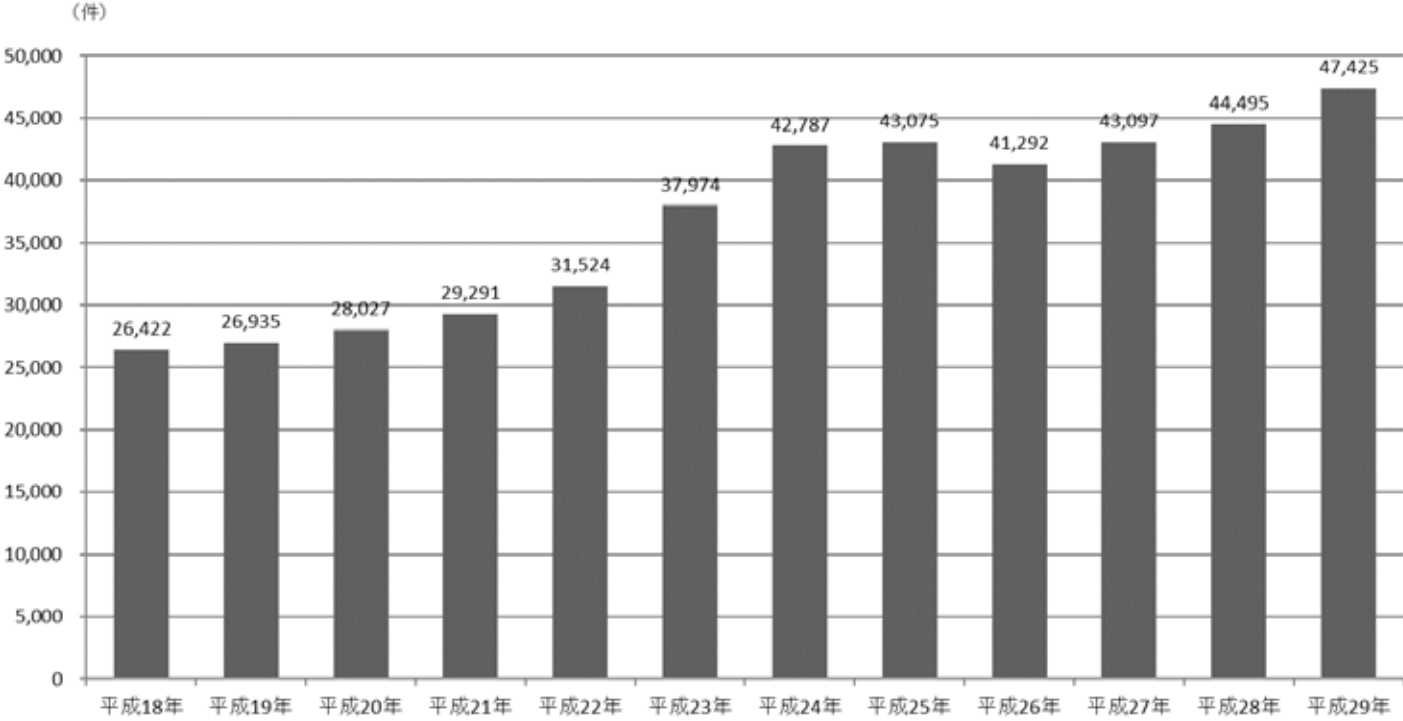
SIPOの最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。

KIPOの最終処分期間、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間(総月数)を各年の最終処分件数で除した値。

(出所)特許庁「特許行政年次報告書」(各年度)を基に作成。

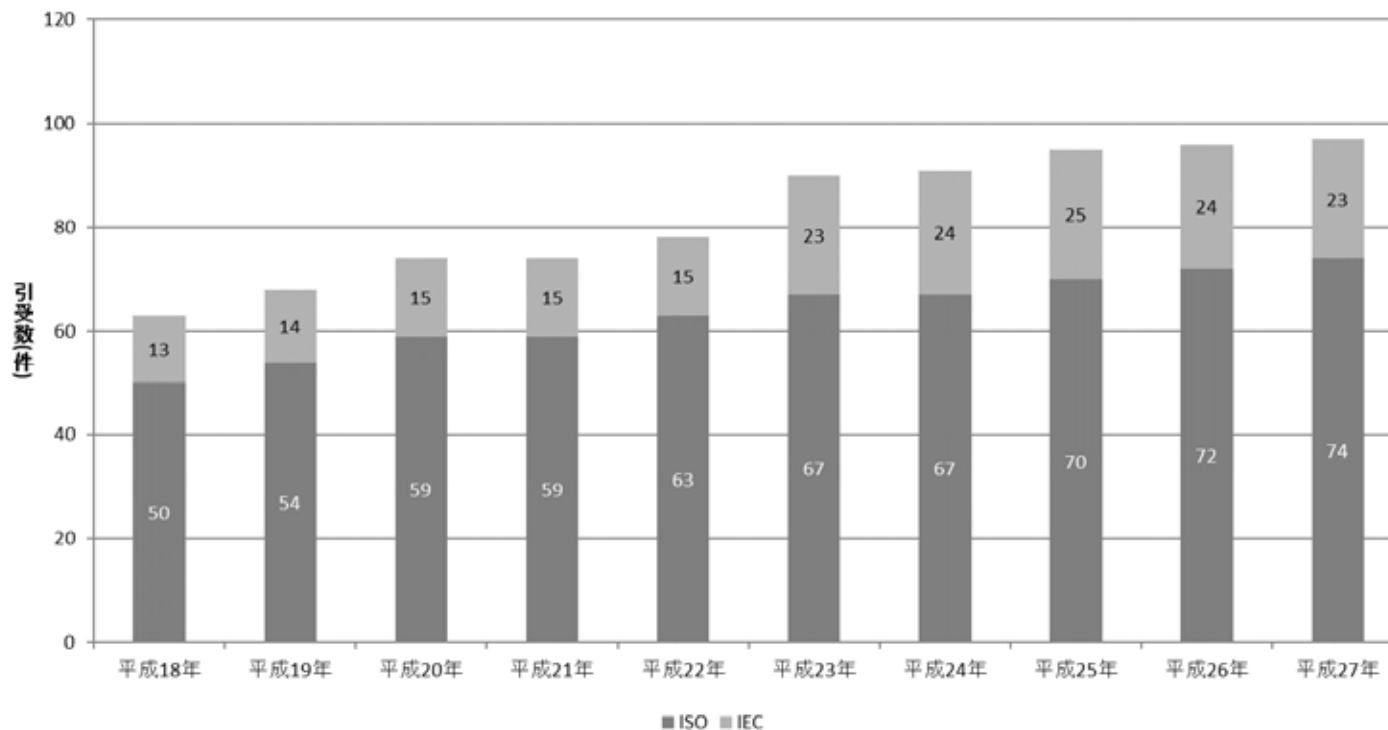
# 【知的財産・標準化の戦略的活用】 国際特許出願数 (PCT出願)

図表1 日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際特許出願 (PCT出願) の件数



(出所) 特許庁「特許行政年次報告書2018年版」を基に作成。

図表1 国際標準化機関における幹事国引受件数



(注) ISOは正式名称を国際標準化機構 (International Organization for Standardization) の略であり、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関で、電気・通信及び電子技術分野を除く全産業分野 (鉱工業、農業、医薬品等) に関する国際規格の作成を行っている。IECは、正式名称を国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission) の略であり、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関であり、電気及び電子技術分野の国際規格の作成を行っている。

(出所) 経済産業省「基準認証政策の歩み2016」、「基準認証政策の歩み2013」に基づき作成。

【平成29年3月発表資料からグラフ変更なし】

## 【知的財産・標準化の戦略的活用】中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化件数

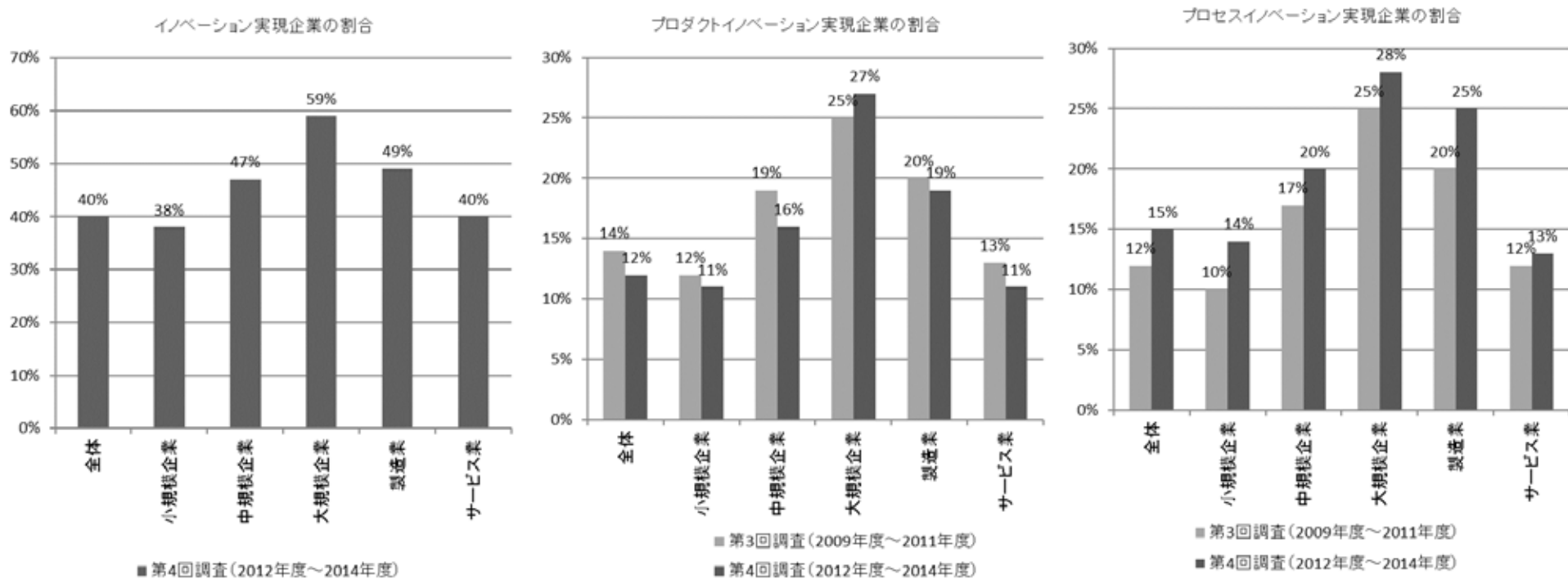
### 中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化件数

■ 中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化件数については、平成28年末で5件となっている。

■ (注) 中堅・中小企業等が「新市場創造型標準化制度」を利用し、標準化を行った規格数(新市場創造型標準化制度は、平成26年7月に始まった制度)。

■ (出所) 経済産業省調べ

図表1 イノベーション実現企業、プロダクトイノベーション実現企業、プロセスイノベーション実現企業の割合



(注1) 経済センサス基礎調査における「経営組織」のうちの「会社」(株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社)に属し、なおかつ常用雇用者数が国内と海外を合わせて10人以上で、農林水産業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、サービス業の一部に属する企業。

(注2) 数値は母集団での全企業に占める割合の推計値である。

(注3) 小規模とは常用雇用者数(国内及び海外)10人以上49人以下の企業、中規模とは同50人以上249人以下の企業、大規模とは同250人以上の企業を指す。

(出所) 文部科学省「第4回全国イノベーション調査」を基に作成。

【平成29年3月発表資料からグラフ変更なし】